



みのぶ



無人ヘリコプターで小麦雪腐病防除
(平成27年11月12日／森 敏明さん圃場／豊葦)

■発行日/平成27年12月1日/No.1364号

■発行/峰延農業協同組合

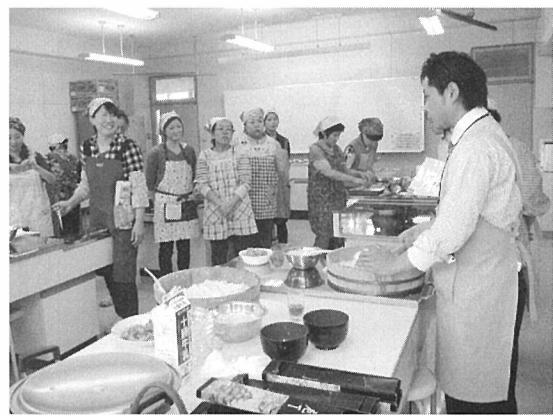
〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

**J A 女性部が女性セミナーで
お酢の料理講習会開催**



笠原栄養士の指導で調理する受講生

11月10日、JAみねのぶ女性部（吉村俊子部長）が、女性セミナーでお酢を使った料理の講習会を開催しました。講習会は、峰延中学校の家庭科教室を借りて、Aコープ酢の製造元である大興産業株式会社の笠原栄養士の指導により、女性部員13名、フレッシュユミズ会員6名が参加してお酢を使った調理実習を行いました。

最初に、ホクレン生活用品部の細矢主任から、店舗で取り扱いのない酢の注文方法や腰痛ベルトの試着、ジョイライフの活用について説明がありました。

調理実習を始める前に、お酢の試着、ジョイライフの活用について説明がありました。

最初に、ホクレン生活用品部の細矢主任から、店舗で取り扱いのない酢の注文方法や腰痛ベルトの試着、ジョイライフの活用について説明がありました。

今回は、お酢を使った料理のバリエーションも増え、また女性部とフレッシュユミズの会員が合同で参加し交流することができ有意義なセミナーとなりました。

第3回監事監査終わる

本年10月末日を基準日とする第3回監事監査が11月17日から19日までの日程で、浅香代表監事以下により執行されました。

本年度事業の第3四半期における事業進捗状況及び会計処理等について精力的に監査を行い、最終日に常勤理事、幹部職員に対して監査講評が行われ、指摘事項については後日理事会において改善内容を審議し監事に回答することとなります。

おくやみ申し上げます

石原富一男さん（91歳）10月31日

美唄市峰延町本町2292の35

佐藤 良次さん（92歳）10月31日

美唄市豊葦町3区

齋藤あや子さん（67歳）11月8日

岩見沢市峰延町

眞野マサ子さん（80歳）11月9日

美唄市豊葦町4区

大槻 政雄さん（92歳）11月13日

美唄市光珠内町北

中澤 貞作さん（90歳）11月21日

美唄市峰延町本町

尊徳翁が説く分度とはその一

分度とは何かというこ

とですが、今、国家でも個

人でも収入以上の支出を

したとき赤字となり、そ

の赤字を他から持ってきて埋めた場合

は借金になってしまいます。ですか

ら、少しでも豊になるためには、收

入の範囲内で使い、さらにその中で

一定の割合で蓄積しておくのです。

この取り決めごとを分度といい、現在の「收支予算計画」と同じ意味なのです。つまり、一年の収入によって

一年の支出を制することなのです。（入るを量って出さずを制すること）

分度とは単に支出を制限するだけでなく、知恵と工夫で収入（天分）の拡大を図ることが非常に大切なことです。そしてその収入もぶれを生じないように徹底的に調査して、この収入の範囲に収めるよう歳出をコントロールすることなのです。国の予算などは歳出から決めて、足りない分は借金でまかなうやり方を行っていますが、報徳の分度は天分（収入）があつてはじめて支出があるのです。

分度とは天分（天道）にあつた度合（人道）ということです。
（分度を立てて守ること）

尊徳翁は「分度をしつかり立てて厳重にこれを守るならば、荒地が何ほどあつても、何の恐れも心配もない」と教えています。従つて分度を立てなかつたり、立てても守らないのでは、安定した生活や経営は出来ないということなのです。

（分度を立てて経営を守る）

現代社会を生き抜くために悩んでいる人も多いと思いますが、その答えはハッキリしています。それは、分度を守つて生活や農漁業経営を行うことに尽きります。貧富の根源は分度を守るか守らないかにあります。

農協法公布記念日にあたつて
（制定から68年目の11月19日）



北海道農業協同組合中央会
会長 飛田 稔章
昭和22年11月19日に農業協同組合法（農協法）が制定され、今年で68年目を迎えました。

戦後の食料不足等の混乱期に、農業者の協同組織の発達を通じ、農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上をはかり、国民経済の発展に寄与することを目的として、農協法が制定され農協が設立しました。

農協は「農民による農民のため組織」として、協同組合原則に掲げる「自主・自立」「民主的運営」の基本に立ち、相互扶助の精神のもと、幾多の困難な状況を乗り越え、組合員の経営と生活の安定並びにより良い地域社会の実現をめざし、各種事業を展開しながら今日に至っています。

言うまでもなく、農協法は農協の組織・事業を運営する基本法と

して極めて重要な役割を担つておりますが、農協法公布記念日を契機に、改めて農協の原点に立ち返り、その意義と役割について共通認識を深めることが重要であります。

このような中、過般、農協改革法案の成立、TPP交渉の大筋合意という我が国の農業・JAに係る極めて大きな情勢変化があつたところです。

農協改革については、法改正と農業所得の向上の関係などに関し

て、いまだに納得のいく説明なり理解が進まない一方で、准組合員制度のあり方や監査の仕組みなどの重要案件について今後の検討課題となつており、改めて地域農業の振興や農協運営への影響がないよう、政府に対する働きかけを含め、関連する取組みを進めていく必要があります。

我々JAグループ北海道としては、これらの状況を見極めつつ、今後の取組みを再構築した中で、農業経営をはじめ地域農業・地域社会の持続的発展に支障がないよう、関係方面への働きかけなど最大限の努力を傾注してまいる所存です。

前述のとおり、農業・JAを取り巻く環境は激動しており、生産現場では将来に対する不安が渦巻いております。

一方、TPP交渉については、交渉参加12か国の閣僚会合を経て、去る10月5日による大筋合意がなされた経過にあります。されどTPP交渉だけに限つたことではありますんが、国民との信頼関係がなければ国を形づくることは不可能であります。

とりわけ地方創生が叫ばれている中にあつては、各地域の声に十分に耳を傾け、真に国民に寄り添つた対応が国には求められているのではないでしょうか。

とともに、生産現場においては、今回の合意内容と国会決議との整合性をはじめ、これまでの交渉の取り進め方には到底納得がいかない状況にあります。

農業のみならず他の分野の合意内容についても全容が不明瞭であり、交渉を担つてきた政府・与党においては、国民との約束ともいえる国会決議と今回の合意内容との整合性や各分野の合意内容の全貌について説明責任を果たす必要があります。

我々JAグループ北海道がより一体となり総合力を十分發揮した中で、大会決議事項を着実に実践していくことが大会開催の真の目的であります。

前述のとおり、農業・JAを取り巻く環境は激動しており、生産現場では将来に対する不安が渦巻いております。

しかしながら、我々農業者・JAグループは、農業という生命産業に携わっているという責任感と自負心のもと、この情勢変化の中から今後に向けた取組みを見い出していくとともに、農業・JAに対する幅広い理解と共感を得る不十分であり、国民的議論もないままに大筋合意という結果に至つたことに対しても強い憤りを覚えるかかる状況のもと、先般、3年に一度のJA北海道大会が開催され、「北海道550万人と共に創る「力強い農業」と「豊かな魅力ある農村」」に関する決議がなされたところであります。

たり先人が築き上げた本道農業並びに農業協同組合の基盤をさらに発展させ、後世にしつかり継承するよう共に頑張ろうではありますか。

今後とも、本道農業並びにJAがますます発展することを心より祈念し、農協法公布記念日にあつてのご挨拶といたします。

第9回（10月定例）理事会の開催について

10月23日開催の第9回（10月定例）理事会において次の事項が決定されました。

◇付議事項◇

1. 平成28農業年度価格（利益率）設定について
2. 規程・要領等の一部改正について

①個人情報保護方針（制定）

②特定個人情報取扱細則（制定）

③個人情報取扱規程（一部改正）

④個人情報保護に係る内部監査規程

⑤個人情報の開示等に関する手続き要領（一部改正）

⑥従業員個人情報取扱規程

（廃止）

⑦自己査定マニュアル

（一部改正）

11月臨時理事会の開催について
11月19日開催の臨時理事会において次の事項が決定されました。

◇付議事項◇

1. 役員体制検討審議会委員の選任について
2. 年末年始の営業時間のお知らせ

当JAの年末・年始の営業時間をお知らせします。

皆さまのご利用をお待ち申し上げます。

10月末に作業の委託先の美唄シルバーハウスセントラルによって公園内の樹木の冬囲いが終わり、石碑にブルーシートを掛けて冬支度が完了しました。



小林篤一顕彰公園の冬支度完了

新年常会は1月6日(水)に開催

平成28年1月の新年常会は6日(水)午前10時からJA三階会議室で開催いたします。

J A役員、農事組合長、青年部長、女性部長、農民協役員の皆さまは定刻までにご参集願います。

(総務課)

J A駐車場の夜間・早朝の駐車禁止

当JAをご利用いただくお客様の駐車場は、本部ビル裏と横（旧まる川食堂等跡地）、JR峰延駅周辺、営農事務所前などにありますが、冬季間はこれらの駐車場の除雪作業を行っています。

除雪作業は当JAが委託した業者が行っていて、除雪作業はJAの営業時間外に行うため、JAの営業時間終了後から翌日朝8時頃までの時間帯に駐車をされると除雪作業の支障となりますので、この時間帯の駐車は厳禁といたします。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

(総務課)

平成28年のカレンダー・手帳進呈

J A峰延では、組合員の皆さんに進呈する平成28年のカレンダーとポケット手帳の配付を農事組合長さんにお願いしています。各農事組合長さんには組合員宅1戸に各1冊ずつの配付をお願いしていますので、この時は1戸で2人以上組合員にご加入いただいている方全員には行き渡りません。

当初の農事組合長さんの配付で行き渡らない方で、カレンダー、ポケット手帳をご希望の方は誠に恐れ入りますが、当JA二階事務所までお越しいただき職員にお申付け下さいますようお願いいたします。

なお、用意した数量には限りがありますのでお早めに受け取られますようお願いいたします。

(総務課)

第28回JA北海道大会 開催する



当JAから役員・青年部・女性部等14名参加

J Aグループ北海道が今後目指す方向性を決定するJA北海道大会が、11月11日、札幌コンベンションセンターで開催されました。この大会は3年に一度開催されていて今回が28回目となります。全道108JAから2300人が参加し、当JAからも青年部、女性部、役職員14名が参加しました。

大会実行委員長の飛田稔章JA北海道中央会会長の挨拶の後、来賓の高橋はるみ知事、大内全道経連会長らが祝辞を述べました。

550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある農村』とい手倍増に向けた実践方策と数值目標を掲げ、農産物のブランド化を進めて収益力を高めたり輸出拡大を図り目標年度の平成31年度に農家の所得を20%増やすこと、農業の魅力を発信して消費者とこれまで以上のつながりを持つことを基本目標とし、目標の達成に向けて一致して取り組むとした決議を採択しました。

また、10月5日のTPPの大筋合意について、「TPPから北海道農業・農村及び国民の命と暮らしを守る」とする特別決議が採択されました。

J A役員視察研修報告
10月26日から3泊4日の日程でJA役員視察研修を実施しました。研修先は、農林水産省とJA鹿児島県中央会です。

最初の研修先の農林水産省では、TPP交渉結果の内容や米をめぐる状況について説明を受けました。

TPP交渉結果の説明では、締結による農業分野への影響額を早急に試算し、TPP締結前から対策を講じることとしており、米については、市場に流通する米の総量を増やさないよう政府備蓄米買い入れにて価格に影響を与えない形で隔離することも検討しているとの説明を受けました。また米をめぐる状況については、本年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画で国としても飼料用米の生産拡大に向けて推進を図ることとしました。説明を受けた後に意見交換会が行われ地方のインフラ維持等についても活発に質疑が交わされました。



10月28日 JA鹿児島県中央会

JA鹿児島県中央会では、総合ポイント制度や本年開催されるJA県大会の決議内容について説明を受けました。鹿児島県は、農業組合員の占める割合が65%となっており、事業取引の拡大や地域住民の組合員加入を促進するためJAグループ統一の総合ポイント制度を始めたそうです。特徴は、Aコードでのポイント付与はもちろん、金融・共済事業や販売事業利用者にもポイントを付与している点で、会員数も着実に増えているそうです。

引き続き、「農協運動を二宮尊徳翁の教えで考える」とのテーマで八幡正則氏による講演が行われました。八幡氏は、鹿児島県信連常務を務め退職後は、二宮尊徳翁の研究家・伝導家として活動されており、協同組合は相互扶助の原理のもと、譲り合うという報徳精神と相まつた世界であると説いていました。

27年産米作況

(10月15日現在)

農林水産省が10月30日に発表した本年産米の10月15日現在の作況指数は、全国が「平年並み」100で前回(9月15日現在)と変わらず、10a当たり予想収量は前回より2kg減少し531kgとなりました。北海道の作況指数は前回発表103から1ポイント上がり104になりました。前回発表556kgから3kg増え559kgとなりました。

南空知は作況指数が前回104から2ポイント上がり106、10a当たり予想収穫量が前回549kgから7kg増え556kg、北空知は作況指数が前回102から1ポイント上がり103、10a当たり予想収穫量が前回575kgから1kg増え576kg、石狩は作況指数が前回103から3ポイント上がり106、10a当たり予想収穫量が前回541kgから10kg増え551kg、上川は作況指数が前回103から1ポイント上がり104、10a当たり予想収穫量が前回578kgから4kg増え582kgとなりました。

農協職員資格認定試験に合格

J A 北海道中央会が実施した平成27年度農協職員資格認定試験(基本資格)初級の合格者が発表になりました。道内の受験者数は702人で合格者467人。当JAの合格者は次のとおりです。合格おめでとうございます。

◇初級(2人)

・馬場崇文(金融課)
・宮本亜加理(総務課)

平成27年の営農反省

1. 水稲

◎生育経過

27年は雪解けが早く、圃場の乾燥が進んだため、春作業は順調に開始されました。播種後の気温は平年より高く推移していた為、出芽は極めて良好となり、苗質も良いものとなりました。しかし、一部では高温によるヤケた症状や、水分不足による生育不良が見受けられました。

移植作業は平年より4日ほど早く開始されましたが、その後の低温と強風により植え痛みが発生し、更に低温下での除草剤散布による褪色も見受けられ、生育は緩慢となりました。

7月下旬から天候の回復と共に生育はほぼ平年並に回復しました

が、品種・圃場によつて生育に差がありました。その影響もあつて、本年はカメムシによる斑点米の発生が多く、落等の原因となりました。

また、9月に入つてからの局地的豪雨と強風の影響により、倒伏が多くの圃場で発生し、収穫の遅れた一部の圃場ではサビ・穗発芽が発生しました。

収量はほぼ平年並で、タンパク

値についてはやや低い傾向となり、品質は概ね良好でした。

◎反省と次年度に向けて

(1) 土が乾燥できる圃場

初期生育の促進には、耕起前に圃場乾燥が必要です。融雪水が停滞する圃場では、土壤が乾くよう表面水の排水に努めてください。

(2) 充実した苗で生育促進

育苗ハウスのビニールは早めにかけて地温を高め、均一な出芽に必要な温度を確保してください。

前歴期間や冷害危険期の低温を乗り切るために必要な20cmの水深が確保できるよう、畦の補修や整備を計画的に進めましょう。

(5) 発生に応じた病害虫防除を

復元田や防風林際の圃場など、いもち病が発生しやすい圃場では、水面施用剤や箱施用剤による予防

防除を実施しましょう。カメムシは出穂7~10日後の防除が非常に効果的です。この時期に防除効果の高い「スタークル」か「キラップ」を使用しましょう。また、基幹防除後も気温が高く経過した場合に追加防除が必要になりますので、予察情報を確認してください。

(6) 登熟期間の土壤水分を確保

作業を開始しましょう。

(3) 施肥は初期生育重視で側条施肥を組み合わせ、無理な多肥や施肥ムラを避けましょう。

側条での窒素施肥量は3~4kg/10aを目標とします。窒素の多肥は低温年で不穏を増加させる要因となり、タンパク値も高くなります。

登熟後半は玄米品質を低下させない目的で水分を確保します。最も出穂後25日頃までは落水せずに土壤水分を確保しましょう。

(7)ケイ酸資材の施用

ケイ酸の吸収は耐冷性を高める効果があります。ケイ酸資材の基肥施用や追肥をしましょう。

2.小麦

◎生育経過

秋播き小麦の播種作業は9月10日～15日から開始されましたが、その後、天候が崩れた事により、圃場が散見されました。早播きの圃場が多かったものの、播種後の気温は平年よりやや低く、越冬前の生育は平年並となりました。

雪解けが早かつた為、雪腐病の被害はほとんどなく、越冬後の生育は良好で、幼穂形成期は平年より6日ほど早まりました。その後も適度な降雨と涼しい天候が続き、有効茎は充分確保出来ました。

6月下旬からは天候に恵まれず、日照不足となつた為、出穂期から乳熟期までに平年より3日多く要しました。最終的な生育量は平年を上回りましたが、降雨・強風の影響により、倒伏がした圃場が多

く見られました。

しかし早期に倒伏した一部の圃場を除き、収量・品質にはほぼ影響もなく、前年に引き続き良質・多収の年となりました。

◎反省と次年度に向けて

本年、当管内において初めて「なまぐさ黒穂病」の発生が確認されました。「なまぐさ黒穂病」は成熟期以前に発病を確認する事が難しく、汚染された小麦が乾燥調製施設に混入すると他の健全粒に臭いが移り、品質を著しく低下させます。また、土壤伝染もする厄介な病害なので、次年度以降は左記の対処をしましょう。

- ・適期播種(15°C以下で感染増)
- ・購入種子を使用する
- ・作業機械の洗浄
- ・輪作の実施
- ・収穫前の圃場巡回

3.大豆

◎生育経過

ツルムスメ・トヨムスメの播種作業は平年より早い5月10日頃から開始されました。しかし、播種後の低温・強風により地温が上がらざ、出芽に時間を要しました。

植作業が早まつた為、平年より5

日ほど早い播種となりました。一部、播種が遅れた圃場では、6月上旬の豪雨により、種子が露出した圃場が見受けられましたが、生育は順調に推移しました。

◎反省と次年度に向けて

開花期はほぼ平年並に迎えましたが、圃場内で開花・着莢にバラツキが目立ち、マメシンクイガによる加害期間が延びた事で、被害が目立ちました。また、8月に入つて急激に草丈が伸びた為、倒伏が発生した圃場が散見され、汚粒の原因となりました。

収穫期については、水稻の収穫作業遅延による作業競合と収穫期の降雨により、収穫適期を逃した事で、品質が低下した事例が多く見受けられました。収量は平年より多いものの、着粒数が多かつた事により、やや小粒傾向となりました。

◎反省と次年度に向けて

マメシンクイガによる被害が非常に目立ちました。防除の開始は7月末頃の莢が2cm程になつた時です。薬剤は「ブレバソン」と「バイスロイド」を使用しました。また、マメシンクイガの発生状況は、JAで毎週発信している予察情報で確認して下さい。

暮らしがもっと楽しくなる！

記帳でしあわせ食べて笑顔

12月号 別冊付録
2016年 家の光 家計簿 (日記付き)

自給・環境・
ライフプランで
暮らしを築く

暮らしに役立つ家庭雑誌
『家の光』
12月号・1月号 2号連続別冊付録付き
購読申し込み受付中

JAグループ 家の光協会
〒162-8448 東京都新宿区市谷船河原町11 TEL.03-3266-9039 http://www.ienohikaru.net

1月号 別冊付録
ご飯が進む
野菜別四季を味わう 常備菜

ご飯をおかわりしたくなる!
四季を味わう 常備菜

『マイナンバー制度(社会保障・税番号)』が始まります

国の新しい制度「マイナンバー制度(社会保障・税番号)」が平成28年1月から始まりますが、本格的な運用開始までに、新しい制度ですから準備期間や周知期間が必要となり何段階かのスケジュールが組まれています。

平成25年に「マイナンバー法」(正式名称：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)が成立しました。

本格的な運用開始は平成28年1月からですが、平成27年10月中旬以降に日本国内に住民票がある全ての人に対して住民票コードに基づいて新たに符番される12桁の番号のマイナンバーの通知となる「通知カード」が郵送され、既に受け取った方がいると思います。

事前にマイナンバーが通知される際の「通知カード」は、顔写真付きでないため身分証明書としては不十分で、平成28年1月からは申請によりマイナンバーや氏名・住所・生年月日・性別・顔写真を記載した「個人番号カード」(ICチップ搭載)が交付(手数料無料)されるようになります。この「個人番号カード」は、免許証や住基カードのように、身分証明にもなりますが取得は任意です。

国が掲げるマイナンバー制度導入の3つの目的は、①国民の負担軽減と利便性の向上、②行政運営の効率化、③公正な給付と負担の確保です。このマイナンバーは何をするものかというと、この番号を中心として、行政等が独自で保有・管理している個人情報を連携させるものです。現在私たちには、住民票コード、基礎年金番号、雇用保険被保険者番号、健康保険の被保険者番号など、行政等により様々な番号が符番され、それぞれ情報が管理されていますが、これらの情報を一元管理されるようになります。

スタート当初は税金関係と雇用保険関係の処理に利用され、より広く社会保障の分野で使用されるのは平成29年からとされています。この時期から、国の各機関でマイナンバーが連携されるようになります。さらに地方自治体レベルにまで拡大し、国や地方自治体が管轄している個人情報は広く共有され公的サービスがよりスマーズになるとされています。

「マイナンバー制度」の実施に伴い、社会保険や税金の各種届出書等の様式にも、マイナンバーを記載する欄が設けられます。また、将来的には、金融機関で口座を開設する際にも、マイナンバーを記載(登録)することが検討されています。

マイナンバーのメリットは、手続きの効率化です。例えば、引越しをした時などは、転居届を市役所に出せば、それが自動的に社会保険の住所変更手続きにもなる、ということです。行政も、どこか一つで手続きをした情報が自動的に反映されれば、その分の事務手続きが削減できます。

行政にとって一番のメリットは、収入や所得が要件となっている様々な制度について、その条件を容易に確認することにあります。例えば、健康保険の被扶養者や、国民年金の第3号被保険者になっている(なろうとしている)人について、収入要件に該当しているかどうかをマイナンバーで照合することが可能になります。(被扶養者等の届出をする際は、扶養者だけでなく、当該被扶養者等のマイナンバーも届け出なければなりません。)将来的に、金融機関の口座にもマイナンバーが登録されれば、税務調査の対象を抽出するのも容易になると思われます。

このような重要な個人情報を管理することになるのがマイナンバーで、その取扱いについては、より厳重な管理が求められています。会社等では、従業員やその家族(被扶養者)のマイナンバーを取り扱うことになりますが、マイナンバーの届け出があったときの本人確認や番号に間違いがないかどうかの確認は勿論のこと、その後のマイナンバーが記載された書類の管理方法など、会社規模を問わず、マイナンバーを適正に取り扱うための体制を確立する必要があります。

[マイナンバー導入スケジュール]

- ・ H27年10月5日…マイナンバー法施行、通知カードが簡易書留で配達開始
- ・ H28年1月から…個人番号交付開始、市町村窓口で申請、身分証明代わりになりますが、取得は任意
- ・ H28年1月から…マイナンバー利用開始、社会保障、税、災害対策で利用開始
- ・ H29年1月から…マイナポータル運用開始
- ・ H29年1月から…マイナポータルとe-Taxを接続
- ・ H29年7月から…地方自治体間の情報連携開始
- ・ H30年1月から…銀行口座とマイナンバー紐付け